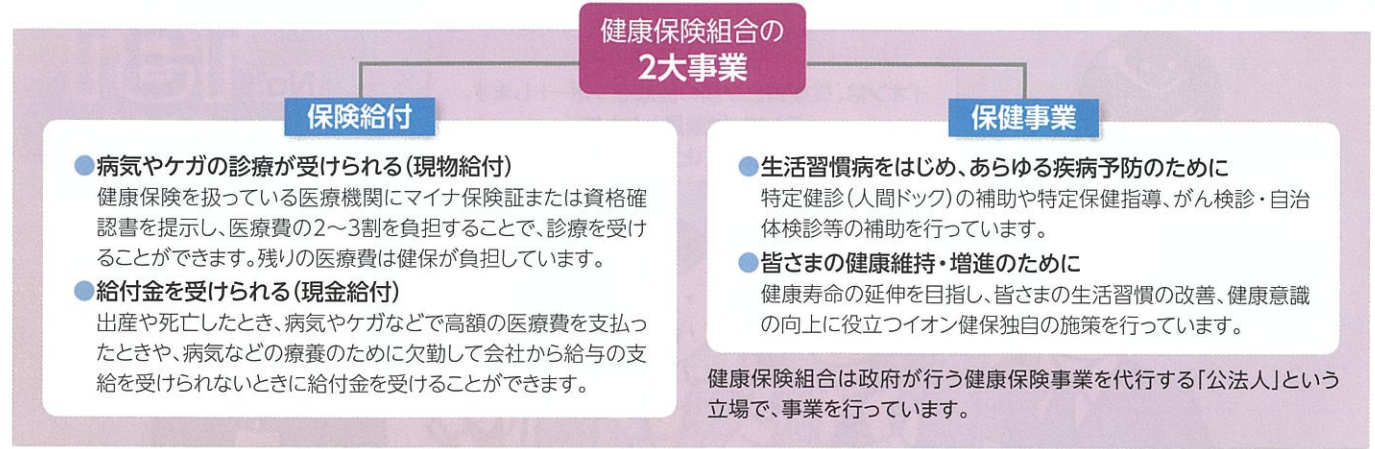


健康保険・健康保険組合とは

健康保険とは会社(事業主)と被保険者の皆さまの保険料を財源とし、被保険者およびその被扶養者であるご家族の業務外の事由による疾病、負傷、死亡または出産について保険給付を行い、生活を安定させることを目的とした社会保険制度です。被保険者は入社と同時に事業主が加入している健康保険組合の加入資格を取得し、そのご家族も健康保険組合法で定められた要件を満たせば、被扶養者として同じ健康保険組合に加入することができます。一度加入しても、被保険者の退職や被扶養者の要件を満たさなくなった時点で、他の健康保険への加入手続きが必要です。また75歳になった時点で「後期高齢者医療制度」の加入者となり、当組合の加入資格を喪失します。



個人情報の利用について

イオン健康保険組合は、お勤め先経由で提出いただく被保険者・被扶養者情報、ご本人からいただく各種申請書、受診された医療機関等から当組合に請求される診療報酬明細書、調剤報酬明細書および訪問看護療養費明細書、健診結果数値等の個人情報を基に個人情報データベースを作成し事業を行います。

利用目的

- ① 保険給付のため
- ② 保険料徴収のため
- ③ 加入資格認定のため
- ④ 保健事業実施のため
- ⑤ 医療費適正化事業実施のため
- ⑥ 事業効果検証のため
- ⑦ 業務上必要となる他健保や医療機関との照会

利用目的

- 事業所との共同利用
加入者の健康寿命の延伸を目指すべく、以下の目的で健診結果や健康施策への参加状況等を事業所と健康保険組合で共有・活用します。
- ① 生活習慣病リスク保有者への事後指導のため
- ② 治療要と判断される「高リスク保有者」に対する医療機関への受診勧奨のため
- ③ 健康施策への参加促進のため(Pep Up・禁煙サポート事業)
- 健康保険組合連合会との共同利用
当組合に高額な医療費が発生した際は、その費用の一部について補助金交付を受けるため、対象レセプトの記載情報を利用します。

外部委託について

円滑な業務遂行のため、当組合の一部業務を外部機関に委託しています。委託に際しては個人情報に関する契約を結び、適切に運用されていることを当組合が定期的に監査しています。

第三者提供について

- 通知について
当組合は、下記の通知については、被保険者および各事業所の利便性を考慮し、被扶養者分もまとめて一世帯分の情報を被保険者宛の封書でお送りしています。被保険者もしくは被扶養者の方から特段の申し出がない限りは、同意(黙示)をいただいているものと解釈し送付させていただきます。この件についてのご相談は、イオン健康保険組合 個人情報保護担当者(043-212-6048)までお願いします。(通知物)
- ① 医療費のお知らせ
- ② 保険給付金決定通知書
- ③ ジェネリック医薬品のお知らせ
- ④ 外傷原因調査及び第三者行為求償の書類
- ⑤ 多剤投与・頻回受診の方へのお知らせ
- ⑥ あん摩、はり、きゅう、柔道整復にかかった方への調査
- ⑦ 資格情報のお知らせ
- 匿名加工情報の提供について
匿名加工情報とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報のことです。当組合では、保健事業や疫学調査等のため、匿名加工情報を継続的に作成し、レセプト分析業者に提供いたします。なお個人を特定できる情報は含まれておりません。

詳しくはイオン健康保険組合ホームページをご覧ください

イオン健康保険組合 プライバシーポリシー

マイナ保険証と記号・番号の確認方法

イオン健康保険組合の加入資格を表すあなたの番号は「記号」・「番号」・「枝番」で、イオン健康保険組合に申請やお問合わせの際に必要となります。マイナ保険証には記載がないので、イオン健康保険組合より配付の「資格情報のお知らせ」や「医療費のお知らせ」等の個人宛通知、マイナポータルで事前にご確認ください。

名称	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
利用対象者	マイナ保険証を利用できる方	全加入者	マイナ保険証を利用できない方に発行(下記欄外参照)
形状	マイナンバーカード	①紙型:A4サイズ ②電子型:マイナポータルサイト	①カード型:プラスチックカード(ブルー) ②紙型:A4サイズ(コピーガード用紙)
受診可否	○	✗ カードリーダーでマイナ保険証が読み取れない時にセットで提示	○
有効期限	マイナンバーカード中段を確認 ※カードの有効期限、電子証明書の有効期限の2種類がある。自治体にて更新手続きが必要	イオン健康保険組合の加入資格を喪失するまで(返却は不要)	資格確認書の右上に記載 ※短期(3か月)と長期(最長3年)があり、交付理由により異なります。 ※有効期限内に資格喪失する場合は必ず勤務先に返却
紛失時の手続き	①カードの利用停止手続きを行う。 (マイナンバーカード総合窓口) 0120-95-0178 ②自宅外で紛失した場合(盗難含む)は警察に遺失届を提出 ③自治体窓口でマイナンバーカードの再発行申請を行う。 ④再発行後、マイナンバーが変更になった場合は、会社にマイナンバーの変更を連絡し、改めてマイナンバーカードの保険証利用登録を行う。	単独で証明書として利用できないため届出不要。 資格情報はマイナポータルで閲覧・ダウンロード・印刷可能。 原則、健保では再発行しません。 【公式】マイナポータルへのログイン方法 https://services.digital.go.jp/mynportal/login/	①自宅外で紛失した場合(盗難含む)は警察に遺失届を提出 ②お勤め先の人事担当者経由で以下をイオン健保に届出 ・以後、マイナ保険証を利用するなら「滅失届」のみ ・マイナ保険証がなく、資格確認書の再交付が必要な場合は「資格確認書再交付申請書」 ※手数料1,000円と「誓約書」

資格確認書発行の対象となる方

- ① マイナンバーカードを紛失・更新手続き中
- ② マイナンバーカードの電子証明書期限切れ
- ③ マイナンバーカードの保険証利用未登録
- ④ マイナンバーカード未作成・返納
- ⑤ マイナ保険証による受診には第三者のサポートが必要な方
- ⑥ 資格確認書を滅失・棄損した方

マイナンバーカードの有効期限とは?

有効期限のおよそ3か月前に自治体から封筒(有効期限通知書)が届きます。

住所登録している自治体窓口で有効期限までに更新手続きを行ってください。お知らせがなくても、有効期限の3か月前から手続きできます。混雑していなければ、20分程度で終わります。

カードの電子証明書の有効期限

発行から 5回目の誕生日

マイナンバーカード本体の有効期限

発行から 10回目の誕生日

(18歳未満は5回目の誕生日)

Q.有効期限はどこかで確認できますか?

マイナンバーカードの表面に書かれているか、マイナポータルで確認できます。

Q.更新しないとどうなりますか?

- ① 電子証明書の期限切れのとき
e-Taxや情報閲覧等のオンラインサービスが利用できなくなります。自治体窓口で即日更新できます。※マイナ保険証は有効期限切れから3か月間は受診受付のみ可。
- ② カード本体の期限切れのとき
本人確認書類として一切使えません。新規発行となり再申請が必要です。

Q.更新するとカード自体は変わりますか?

電子証明書のみを更新する、発行から5回目の誕生日のときにはカードは変わりません。10回目の誕生日のときにはカードも変わります。

Q.オンラインで更新手続きできる?

電子証明書の更新はオンラインではできません。対面での本人確認が必要となっています。マイナンバーカードの更新は、スマホ・証明写真機・パソコン・郵便での申請ができます。

Q.電子証明書って何ですか?

マイナンバーカードのICチップに入っている本人を確認するための証明書のことです。マイナポータルへのログインやe-Taxの電子申請等に使用されます。電子証明書の更新では、ICチップのデータを書き換えるため、カード本体は新しくならず、写真もそのまま使われます。

Q.更新後、すぐに使えますか?

最大48時間は使えないことがあります。余裕を持った更新手続きをおすすめします。

Q.外国籍で在留期間が変更になりました。更新は必要ですか?

外国籍の方に交付されるマイナンバーカードの有効期限は、在留期間満了日までなので、在留期間に変更があった場合は、有効期限までに延長手続きが必要です。

Q.更新手続き後、マイナ保険証の利用登録は再度必要?

有効期限の3か月後の末日までに更新した場合は、再度のマイナ保険証の利用登録は必要ありません。